

長野県宝の指定について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 項の規定により、令和 5 年 2 月 14 日に長野県教育委員会から長野県文化財保護審議会へ下記の文化財の県宝指定について諮問したところ、令和 5 年 10 月 25 日に長野県文化財保護審議会から長野県教育委員会へ県宝に指定することが適当であるとの答申があったことから、条例第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり長野県宝に指定する。

記

長野県宝に指定する文化財（1 件）

名 称	員数	所在 市町村	所有者名称	指定理由	答申結果
やまのかみいせきしゅつどひん 山の神遺跡出土品	45 点	大田市	大田市	<p>○大田市常盤の扇状地に広がる「山の神遺跡」から出土した縄文時代早期（約 9,000 年前）の土器 4 点及び石器 41 点で、学術的に価値の高い資料。</p> <p>○土器は、楕円や山形の文様、異なる文様を併用した押型文土器 3 点と、器の形が同じ縄文土器 1 点で、いずれも破片資料ではなく器の形がわかる。長野県北部域の押型文土器の特徴を知ることができる貴重な資料。</p> <p>○石器（異形部分磨製石器）は、形は石鏃（石の矢じり）に似るが先端は丸みをもつ。形状は統一的で、石材の色調が類似し、大型と小型の二種で構成される。コの字状に石が配置された特殊な遺構の周辺から多量に出土した希少な例で、当県の縄文文化の一端を知ることができる貴重な資料。</p>	長野県宝に指定することが適当 (R5.10.25 答申)

答申物件 山の神遺跡出土品 (1) 押型文土器 3点・縄文土器 1点

【器形】
縁付近がくびれている

【文様】
代表的な文様の
付け方がわか
かる

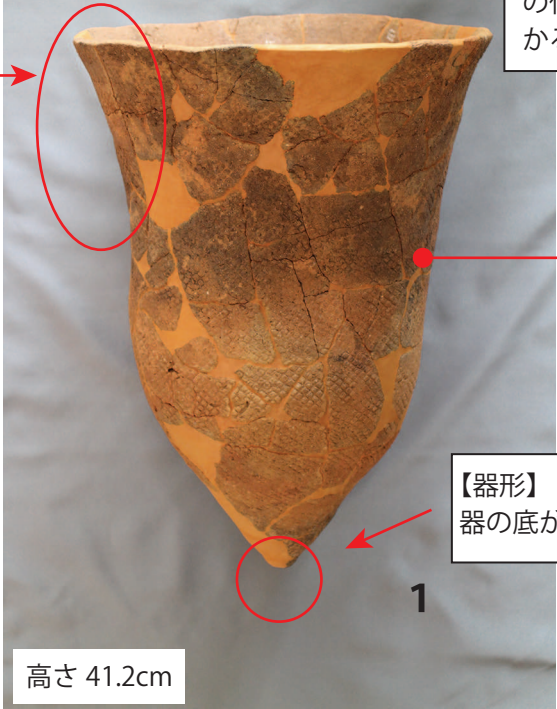


写真1 押型文土器 (楕円文)



写真2 押型文土器 (山形文)

【器形】
器の底が尖っている

【器形】
縁がくびれずに立ち上がる



写真3 押型文土器 (異なる文様を併用)



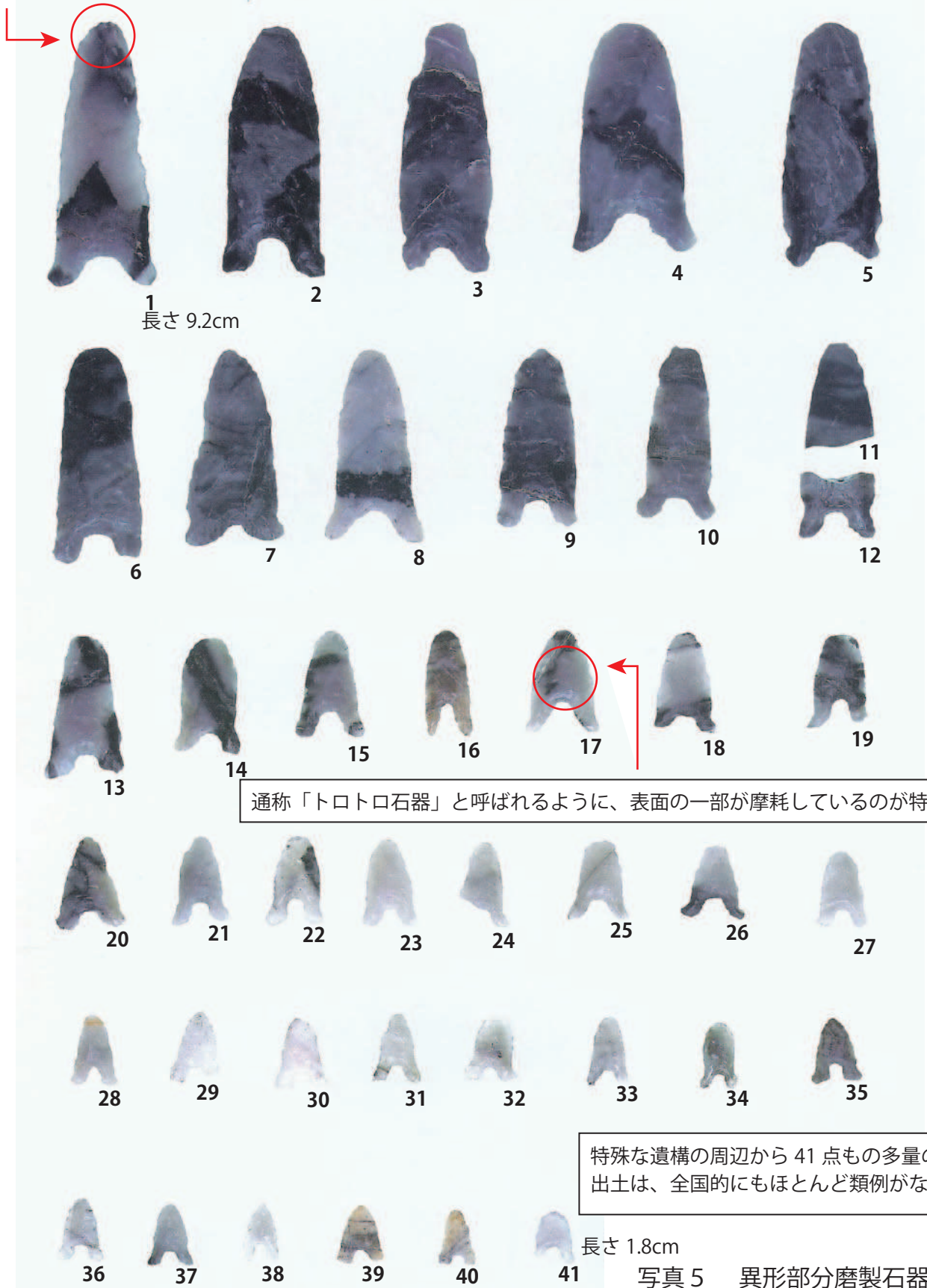
写真4 縄文土器 (縄文施文の土器)

いずれも破片資料ではなく器の形がわかる貴重な資料

答申物件 山の神遺跡出土品 (2) 異形部分磨製石器 41 点 (通称「トロトロ石器」)

矢じり状だが先端が尖っておらず丸く、
狩猟具などの利器とは考えにくい

形状と色が統一的で、特定の石材を使用



1
長さ 9.2cm

通称「トロトロ石器」と呼ばれるように、表面の一部が摩耗しているのが特徴

特殊な遺構の周辺から 41 点もの多量の
出土は、全国的にもほとんど類例がない

長さ 1.8cm

写真 5 異形部分磨製石器

長野県宝候補物件調査票

- 1 種別 考古資料
- 2 名称 山の神遺跡出土品
- 3 員数 45点（押型文土器及び縄文土器4点、異形部分磨製石器41点）
- 4 所在地 長野県大町市大町4700番地 大町市文化財センター
- 5 所有者の氏名または名称 大町市
- 6 管理者の氏名または名称 大町市
- 7 年代 縄文時代早期（約9,000年前）

8 概要と特色

(1) 遺跡の概要

山の神遺跡は大町市常盤にあり、乳川（ちがわ）が形成した扇状地の扇央部分に広がる遺跡である。長野県埋蔵文化財センターが平成9年（1997）から平成12年（2000）に発掘調査を実施した。発掘調査の結果、縄文時代早期（約9,000年前）の竪穴建物跡12軒のほか、土坑174基、集石・石列66基等を検出し、集落跡であることが判明した。「コ」字状石列遺構（SH28）（写真6、図1）は全国2例目で、その周辺部および遺物集中SQ01（図2）から異形部分磨製石器がまとまって発見された。

(2) 候補物件の概要

候補物件は以下の2種類である。

① 押型文土器及び縄文土器

出土した押型文土器は縄文早期中葉の細久保式に該当する。楕円文（写真1）・山形文（写真2）を主とし、深鉢の頸部に刺突などが伴い、押型文の施文方向は、横、あるいは横・縦の併用が特徴である。また、楕円文と矢羽状文という異種の原体を併用して施文した細久保式の中でも新しい一群（写真3）と、押型文土器に伴う縄文土器（写真4）も出土し、いずれの土器も器形が復元できる貴重な土器である。

② 異形部分磨製石器

本石器は、チャート製を主とする異形石器で、鈍い先端と脚部が外反する特異な形状と局部的な研磨を伴うことから、用途不明の石器として位置づけられてきた。一箇所から集中的に出土するいわゆる埋納状態での出土ではなく、石列SH28の南側の範囲でやや集中して出土する傾向にある。石列SH28は、東西11.4m・南北9.2mの大きさで、西側を除く北・東・南に礫が直線的に配列され、「コ」字状を成す特殊な遺構である。41点（写真5）のうち32点はそのSH28付近から出土するため、石列SH28と異形部分磨製石器の関連性が推定される場所である。特殊な遺構と大量の異形部分磨製石器が相互に強い関係性に

あることを明確に示した遺跡は山の神遺跡以外にはなく、また、石器に用いるチャートの色調が類似し、40点近くの部分磨製石器が一つの遺跡から出土した例も山の神遺跡以外にない点で、資料としての希少性がある。

(3) 候補物件の評価

山の神遺跡出土の押型文土器および縄文土器は、ほぼ完形品で全体像が把握できる資料は長野県内においても稀少で学術的価値が高い。また異方向の施文法を併せ持つ特徴的な施文法を有しており、細久保式土器の細分問題と関係してまとまった資料であり、今後の基準資料となるものである。縄文土器は、押型文土器と共通の器形をもち、器面全体に異方向の縄文を施文するもので、全体像が把握できる稀少な資料であり、明確に当該の押型文土器に共伴することを示す稀少資料である。

山の神遺跡出土の異形部分磨製石器は、出土総数が41点で国内最多資料であり、全点の出土位置が把握されている極めて学術性の高い資料である。またほとんどが完形品であり、部分磨製の様態を精密な顕微鏡観察に耐えうる資料として極めて貴重である。

異形部分磨製石器は、平面形が石鏃に似るが、石鏃と異なり先端は鋭角にならず丸みをもつ。一時期前の押型文土器の前半期には石鏃の脚の部分の整形が丸みをもって張り出して開く独特な形態をもつ「鋏形鏃」が盛行する。山の神遺跡出土の異形部分磨製石器の形状はその系譜にあるもので、前段階の要素を引き継ぐ押型文土器の後半期に発達した特殊な石器であることがわかる。そして、石器の表面が摩耗し、加えて光沢を帯びることもある。本石器が別名「トロトロ石器」とも呼ばれる所以である。顕微鏡観察により、その摩耗する箇所やその広がりは一様ではなく、また摩耗を生じさせた原因は一つではないことや、本石器の抉り部と脚部外側の抉りには磨耗痕がほとんどないことが確認されている。

異形部分磨製石器の用途は、道具、あるいは狩猟儀礼に伴うものと諸説ある。岐阜県高山市前平山稜遺跡で大・小の異形部分磨製石器がその尖頭部を東西南北に向け、互いに一定の間隔をもって出土した状況は、本石器が特別な場面で使われるものであることを示唆し、特殊な遺構である石列SH28との関連性を窺い知る参考例となる。

9 指定基準および理由

(1) 指定基準

第1 長野県宝の指定基準

(5) 考古資料

ア 縄文時代及びそれ以前の遺物で学術上重要なもの

(2) 指定理由

- ①山の神遺跡出土品のうち、土器4点は縄文時代早期中葉に長野県北部域で展開する押型文土器の型式変化を知ることができる学術上重要かつ貴重な資料である。
- ②異形部分磨製石器は、国内最多の41点が出土した。縄文時代早期中葉に特別な場面で使われたと考えられ、大・小合計41点の部分磨製石器の存在は、技術的面だけでなく、当地域の縄文文化の一端を知る学術上重要かつ貴重な資料である

11 指定後の活用と保存について

市内施設において常設展示する予定。一般市民に公開し、文化財に対する意識を涵養する。

12 参考文献

岡本東三 1983 「トロトロ石器考」『人間・遺跡・遺物 わが考古学論集 1』文献出版

長野県埋蔵文化財センター1997 「山の神遺跡 (国営アルプスあずみの公園関連)」『長野県埋蔵文化財センター年報 14』

川崎保 2003 「山の神遺跡の異形部分磨製石器について」『長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書: 大町市内その 1: 山の神遺跡』

佐藤信之 2021 「千曲川—信濃川流域の押型文土器期の文化様相」『千曲川—信濃川流域の先史文化』津南町教育委員会

藤木聡 2023 「黒いトロトロ石器と白いトロトロ石器」『宮崎県埋蔵文化財センター紀要』第 8 集